

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令等の 一部を改正する等の政令案等について</p>	<p>平成27年9月10日 給与厚生課</p>
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「新3階法」という。）の施行（本年10月1日）に向けて、下位法令の整備を行う。</p> <p><b>2 政令案等の概要</b></p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令案 一元化法と新3階法の施行に伴い、警察職員に適用される地方公務員等共済組合法は、現行の規定のうち共済年金に係るものが削除され、新たに退職等年金給付（新3階年金）について規定されるなどするため、これに合わせて政令を改正するもの。</p> <p>(2) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令案 一元化法等により、地方公務員等共済組合法の現行の共済年金に係る規定は削除されるが、施行日前に受給権が発生した退職共済年金等については施行日後も支給されるなどするため、当該退職共済年金等に関する経過措置等を規定するもの。</p> <p>(3) 地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部を改正する命令案（内閣府・総務省・文部科学省令案） 被用者年金制度の一元化による共済年金（2階部分）の厚生年金への統合及び退職等年金給付の新設に伴い、厚生年金保険給付及び退職等年金給付に係る手続き規定を設けるなどするもの。 なお、併せて、一部の請求書面についてこれまで必要とされた所属機関の長の証明を不要とするなど、業務の合理化を図るもの。</p> <p><b>3 施行期日</b> 平成27年10月1日 なお、上記政令案については、総務省と共同で閣議請議予定。</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. <b>2</b></p>	<p>「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等について</p>	<p>平成27年9月10日 組織犯罪対策企画課</p>
<p><b>1 概要</b></p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）の施行等に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）等を改正等するもの。</p> <p><b>2 改正等する関係法令</b></p> <p>(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（意見公募手続を実施）</p> <p>(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案</p> <p>(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（内閣府、総務省等令。意見公募手続を実施）</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 条項の移動に伴う規定の整備</p> <p>    (ア) 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案</p> <p>    (イ) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則案（国家公安委員会規則）</p> <p>イ 本人確認書類等から除外する書類の指定</p> <p>    (ア) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第5条第2項第4号の規定に基づき、書類を指定する件（国家公安委員会等告示）</p> <p>    (イ) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第1号トの規定に基づき、書類を指定する件（国家公安委員会等告示）</p> <p><b>3 意見公募手続の実施結果</b></p> <p>(1) 平成27年6月19日（金）から同年7月18日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、33通の御意見、御質問が寄せられた。</p> <p>(2) 意見公募手続の結果等を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案を修正し、告示を定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードを本人確認書類等から除外することとしたほか、技術的な修正を行うこととした。</p> <p><b>4 今後の予定</b></p> <p>(1) 政令案の閣議決定：平成27年9月15日（火）</p> <p>(2) 関係法令の公布：平成27年9月18日（金）</p> <p>(3) 施行は、平成28年10月1日（土）。ただし、通知カード関係は、平成27年10月5日（月）、個人番号カード関係等は、平成28年1月1日（金）。</p>		

## 1 趣旨

改正犯罪収益移転防止法により新設された法第3条第3項の規定により、国家公安委員会が毎年、作成し、公表することとされている「犯罪収益移転危険度調査書」について、意見公募（6月19日から7月18日まで）の結果等を踏まえて所要の修正を行い、公表するもの。

## 2 犯罪収益移転危険度調査書の概要

## 第1 危険度調査の目的

## 第2 危険度調査の方法

## 第3 商品・サービスの危険度

## 1 危険性の認められる主な商品・サービス

①口座、預金取引、内国為替取引、貸金庫及び手形・小切手（預金取扱金融機関）、②保険（保険会社等）、③投資（金融商品取引業者、商品先物取引業者等）、④信託（信託会社等）、⑤金銭貸付け（貸金業者等）、⑥資金移動サービス（資金移動業者）、⑦外貨両替（両替業者）、⑧ファイナンスリース（ファイナンスリース事業者）、⑨クレジットカード（クレジットカード事業者）、⑩不動産（宅地建物取引業者）、⑪宝石・貴金属（宝石・貴金属等取扱事業者）、⑫郵便物受取サービス（郵便物受取サービス業者）、⑬電話受付代行（電話受付代行業者）、⑭電話転送サービス（電話転送サービス事業者）、⑮法律・会計関係サービス（法律・会計専門家）

## 2 引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス

①電子マネー、②ビットコイン等

## 第4 危険度の高い取引

## 1 取引形態と危険度

①非対面取引、②現金取引、③外国との取引の一部

## 2 国・地域と危険度

## — ①イラン、北朝鮮との取引（危険度が特に高い）

②アルジェリア、ミャンマーとの取引

## 3 顧客の属性と危険度

①反社会的勢力（暴力団等）、②非居住者、③外国の重要な公的地位を有する者、④実質的支配者が不透明な法人、⑤写真付きでない身分証明書を用いる顧客

## 第5 危険度の低い取引

犯罪収益移転防止法施行規則第4条に規定されている取引

## 3 意見公募の結果等

計11通の意見を受け、また、最近の情勢等を踏まえ、所要の修正を行うこととした。

（主な修正点）

- 犯罪収益を生命保険の保険料に充当した事例の記載について、蓄財性の高い保険商品であった旨追記すべきとの意見を受け、修正した。
- ビットコイン等について、情報収集を行った上で必要があれば対応が検討されると記載していたところ、最近の国際的な要請等を踏まえ、修正した（「必要があれば対応が検討」を「対応の在り方が検討」に修正）。

## 1 社会資本整備重点計画について

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画法に基づき定められるもの。

現行の重点計画（第3次）の計画期間は平成24年度から28年度までの5年間であるところ、この度、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、27年度から32年度までの6年間の計画期間とする新たな重点計画（第4次）を策定するもの。

## 2 新たな重点計画案（別添）について

### (1) 構成

第1章 社会資本整備をめぐる状況の変化と基本戦略の深化

第2章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要

第3章 計画の実効性を確保する方策

### (2) 警察関連の事業・施策

- 警察庁インフラ長寿命化計画に即した老朽施設の更新等の推進
- 災害発生時において安全で円滑な交通を確保するための対策の推進
- 幹線道路における事故の危険性が高い箇所に対する重点的な交通事故抑止対策の推進
- 市街地や住宅地等における人優先のエリアの形成
- ITSの活用、信号機の改良等による道路交通の安全の確保
- 通学路における安全な通行空間の確保
- 安全で快適な自転車利用環境の創出の推進
- ITSの活用、信号機の改良等によるより円滑な道路交通の実現
- 主要な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機等の整備
- 交通渋滞を緩和する対策の推進
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた安全・円滑かつ快適な交通環境の整備

## 3 意見公募手続及び都道府県の意見聴取手続の結果について

7月30日から8月19日までの3週間、社会資本整備重点計画法に基づく意見公募手続及び都道府県の意見聴取手続を実施した結果、252件（うち170件は都道府県）の意見（警察関連の事業・施策に関するものは1件）が寄せられた。

## 4 今後の予定

9月18日 閣議決定（農林水産省・国土交通省との共同請議）

1 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

平成27年10月11日（日）から20日（火）までの10日間

3 主催

警察庁、都道府県警察、公益財団法人全国防犯協会連合会、都道府県防犯協会及び都道府県暴力追放運動推進センター

4 運動重点

(1) 全国重点

- ア 子供と女性の犯罪被害防止
- イ 特殊詐欺の被害防止

(2) 地域重点

各都道府県警察において、地域住民等の安全安心を脅かしていると認められる種類の犯罪、広域的な抑止活動を行うことが必要と認められる種類の犯罪を選定。

5 平成27年全国地域安全運動中央大会

(1) 日時

9月24日（木）午後2時00分～（於：明治記念館）

(2) 主催

警察庁及び公益財団法人全国防犯協会連合会

(3) 出席者

国家公安委員会委員長、警察庁長官、生活安全局長等

(4) 内容

防犯活動に尽力し、犯罪の防止に功労があったと認められる者、団体、地域安全運動に関するポスター、標語の作品最優秀者に対する表彰、大会宣言等を行う。

6 「安全・安心なまちづくりの日」関連行事

平成17年12月に開催された犯罪対策閣僚会議において、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」に決定。次の関連行事を開催。

- (1) 安全・安心なまちづくり関係功労者表彰(内閣総理大臣表彰) 10月5日(月)
- (2) 防犯ボランティアフォーラム 10月24日(土)

## 1 「車座ふるさとトーク」について

関係府省庁の大臣等が地域に赴き、テーマを決めて地域の方々と少人数での対話を行い、重要施策について説明し、今後の政策に活かすもの  
(平成25年2月以降、本年8月末までに各府省庁で79回開催)

## 2 概要

### (1) テーマ

「地域が一体となった少年の立ち直り支援活動を推進していくためには」

### (2) 趣旨

- 刑法犯少年の検挙人員が減少している一方、検挙人員に占める再犯者の割合は年々増加しており、非行少年を生まない社会づくりを推進していくためには、地域が一体となり非行を繰り返す少年らに積極的に手を差し伸べて支援していくことが重要な課題
- 佐賀県においては、地域で協力し合って活動拠点を設け、居場所づくりを通じた少年の立ち直り支援活動が行われており、「トーク」を通じて、この活動における様々な取組について紹介いただくとともに、今後、地域が一体となった少年の立ち直り支援活動の推進に向けいかに取り組むべきか、広く意見を求めるもの

### (3) 開催日時

平成27年9月19日（土）午後4時から約1時間

### (4) 開催場所

佐賀県多久市南多久町

旧多久市立南部小学校南溪分校跡地（活動拠点「わだち」）

### (5) 出席者

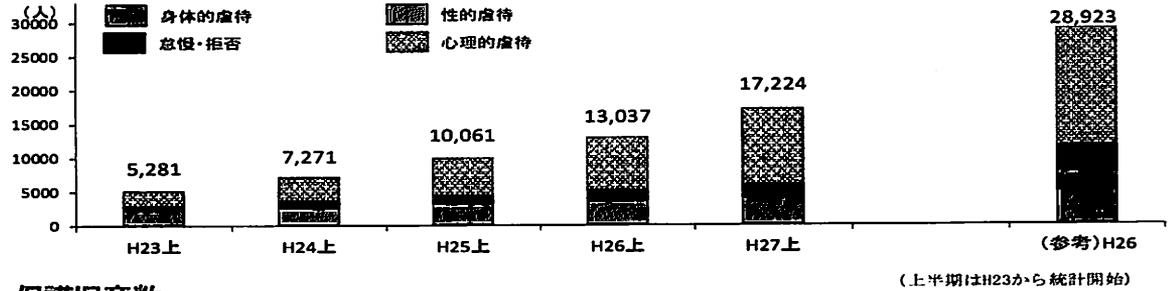
- 山谷えり子国家公安委員会委員長
- 参加者（10名）

県内で少年の立ち直り支援活動に携わる20歳代から60歳代の男女

児童虐待の検挙状況等について

1 通告児童数

- 警察から児童相談所に通告した児童数は17,224人（前年同期比32.1%増）と過去最多。
- 態様別では、いずれの態様も増加する中、心理的虐待が最も多く（11,104人、構成比64.5%、同42.9%増）、次いで身体的虐待（3,882人、構成比22.5%、同11.8%増）と続く。  
なお、心理的虐待の多くは、面前DV（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力）が占める（7,273人、構成比42.2%）。



2 保護児童数

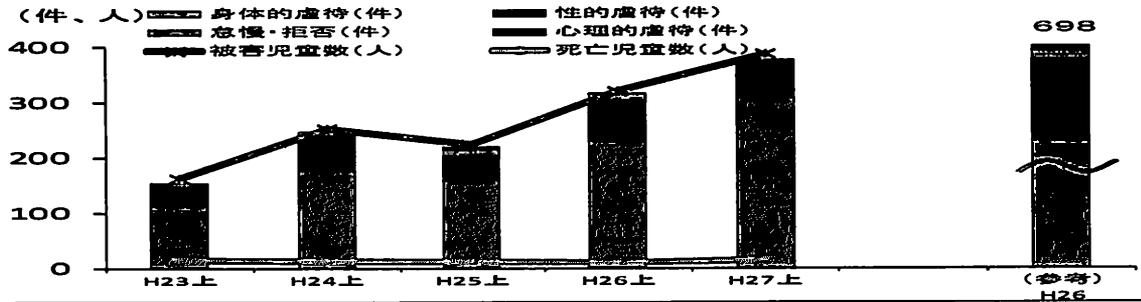
- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等には、児童の安全に十分配慮し、警察として確実に保護措置を講じている。保護児童数は1,152人（前年同期比19.1%増）である。

	H24上	H25上	H26上	H27上
保護児童(人)	704	887	967	1,152

(H24から統計開始)

3 児童虐待事件検挙状況

- 児童虐待事件の検挙件数は376件（前年同期比18.6%増）、検挙人員は387人（同18.0%増）、検挙事件に係る被害児童数は386人（同20.6%増）であり、過去最多。
- 検挙件数について、身体的虐待が約8割を占め、近年増加傾向（同34.6%増）。



	H23上	H24上	H25上	H26上	H27上	構成比	前年対比
検挙件数	153	248	221	317	376	-	59 18.6%
身体的虐待	111	175	157	228	307	81.6%	79 34.6%
性的虐待	38	68	49	78	58	15.4%	-20 -25.6%
怠慢・拒否	3	5	7	6	1	0.3%	-5 -83.3%
心理的虐待	1	0	8	5	10	2.7%	5 100.0%
検挙人員	163	255	227	328	387	-	59 18.0%
被害児童数	162	252	224	320	386	-	66 20.6%
うち死亡児童数	14	12	11	10	14	-	4 40.0%
構成比	8.6%	4.8%	4.9%	3.1%	3.6%		

※ 過去5年間の状況。無罪心中、出産直後の殺人及び遺棄を含むない。

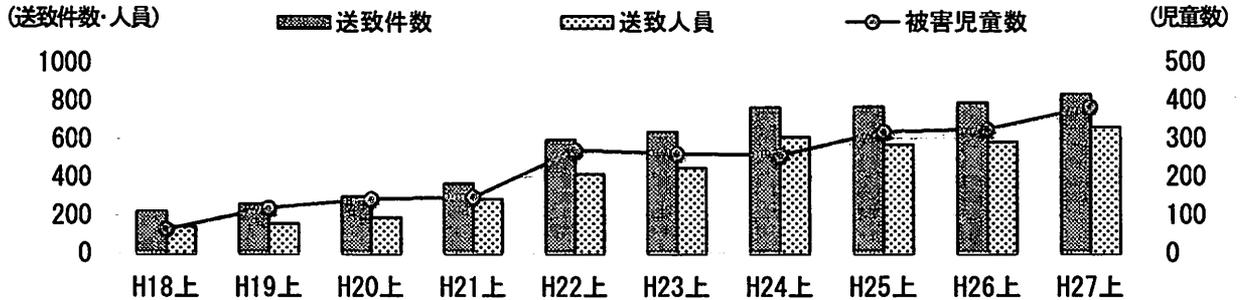
4 対策

「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）を踏まえ、児童相談所など関係機関との連携を一層強化するとともに、児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護に向けた取組を引き続き推進する。

# 児童ポルノ 事犯の検挙状況等について

## 1 送致状況

- 送致件数、送致人員及び被害児童数は過去最多。
- 平成26年7月から罰則適用となった盗撮製造の送致件数は36件で、盗撮機器はスマートフォンが最も多く約5割を占める。



	H18上	H19上	H20上	H21上	H22上	H23上	H24上	H25上	H26上	H27上
送 致 件 数	224	262	300	367	595	637	762	765	788	831
送 致 人 員	143	159	188	284	416	446	610	568	583	659
被 害 児 童 数	65	121	144	148	271	262	258	318	325	383

## 2 被害状況

- 児童ポルノの製造手段で最も多い自画撮りさせた上メール等で送らせる手段により児童ポルノを製造された被害（以下「自画撮り被害」という。）にあった児童数は156人で約4割を占め、中高生がそのうちの約9割（146人）を占める。
- 自画撮り被害は、コミュニティサイトの利用に起因するものが最も多く、自画撮り被害にあった児童数の約9割（133人）を占め、そのうちの約9割（118人）の児童がアクセス手段にスマートフォン等を使用している。
- 低年齢（小学生以下をいう。）の被害児童の約5割（31人）が強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されている。

【児童ポルノの製造手段別内訳】

	被害児童数 （低年齢児童数）	強姦 強制わいせつ	自画撮りさせた上 メール等で送らせる	盗撮	児童買春 条例違反（淫行行為）	その他
	H25上	318 48	46 37	127 7	8 2	79 0
H26上	325 64	60 48	122 11	2 0	95 1	46 4
H27上	383 60	44 31	156 8	48 15	82 0	53 6

【自画撮り被害の学職・起因別内訳】

	小学生	中学生	高校生	無職	有職	合計
自画撮り被害にあった児童数	8	87	59	1	1	156
コミュニティサイトが起因	7(6)	76(62)	48(48)	1(1)	1(1)	133(118)

※ ( )は内数で、スマートフォン・携帯電話の使用者数

## 3 今後の対策

- 関係機関・団体及び事業者と連携して、スマートフォン等に係るフィルタリングの更なる普及を図るなど、保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育を推進する。
- 低年齢児童ポルノ愛好者グループ等に関する情報収集の一層の強化及び被疑者の早期検挙により、被害の継続・拡大を防ぐ。